第４章　WTOの立法機能を補完するCPTPPとEUの連携の意義

第１節　国際通商秩序の再興に向けた CPTPP と EU の協働

──経済安全保障の観点を正面から取り込んだ国際通商法（「CPTPP2.0」）を共に作り、さらにはアメリカを誘う

独立行政法人経済産業研究所（RIETI）シニアアドバイザー　田村暁彦

Point

- 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）と欧州連合（EU）は協働して、「効率性と強靭（きょうじん）性のバランス」という新たなパラダイムにのっとり、サプライチェーン（供給網）強靭化、特定国への過剰な依存の解消のための一定の努力を国際通商法上合法にするための作業に取り組むべきである。そして、この作業の成果をもって、アメリカに対して、経済安全保障と国際通商秩序の再興の両立というプロジェクトへの関与を促すことは可能ではなかろうか。
- 国家の不適切な介入による過剰生産問題についても、補助金規律の強化に関する提案を日米欧によって唱えてきた経緯を踏まえ、この三極共同提案を土台とした議論を CPTPP と EU とで行い、その作業の成果をもって、アメリカも当該議論に巻き込むことができる可能性があるのではなかろうか。
- CPTPP に EU が入り込み、CPTPP 協定のバージョンアップに共同で取り組み、さらにはアメリカも巻き込み、「経済的安全保障」的観点を正面から取り込んだ国際通商法を、日米 EU を包含する通商レジームとしての「CPTPP2.0」において実現する、という手順が、新しい時代の国際通商秩序を構築する上でまずは最も可能性があるのではなかろうか。

はじめに

本稿は、国際通商秩序の再興のために、日本と欧州連合（EU）がいかに協働すべきかを論じることを目的としている。その中で、特にEUが現在直面する通商政策上の問題に着目し、その問題の解決に資する方向性での日EU協力関係でなければ、EUは強い関心を示さないであろうという前提に立ち、日EU協力関係の在り方を描いてみることにする。逆から言えば、現下の国際政治情勢において、EUが強く欲しているものがあることも事実であり、日本がここに着目してEUとの関係を有意な方向に導くことができる道も存在しているということである。そこでいかなる動きを日本側がすればそのような方向に両者の関係を導くことができるかという観点からも以下の論を進めている。

日本とEUの協働を考案するにあたって考慮すべきEU側の課題

EUが現在直面する最大の課題は、米中の間に挟まれて産業競争力が十分に発揮できない状況をいかに打破するかである。EUにおける、中国産電気自動車（EV）に対する相殺関税の議論も、アメリカのインフレ削減法（IRA）に基づく莫大な脱炭素補助金（及び付与条件として埋め込まれたローカルコンテンツ等の世界貿易機関〈WTO〉法上疑義のある要素）に対する批判も、全てこの問題と関連している。脱炭素に関する産業競争力強化は、ウルズラ・フォンデアライエン欧州委員長の２期目における最大の課題として掲げられており（「クリーン産業ディール〈Clean Industrial Deal〉」と呼ばれている。１期目の目玉施策であった「グリーンディール〈EU Green Deal〉」から、より産業競争力強化に傾斜した内容が念頭に置かれている）、また、彼女の再選や欧州委員の指名と相前後して提出されたドラギリポートでも、上記の問題意識の下、欧州が脱炭素を中核とした産業競争力を得るためには年間8,000億ユーロの投資が必要である旨が提言されているなど、現在EU最大のイシュー（課題）となっている。EUが描く国際通商秩序の再興は、この目的に沿ったものであるはずである。

なお、非常に興味深いことに、上記の方向性は、フォンデアライエン欧州委員長やフランス等一部の加盟国は支持しているが、27か国の間で完全に同じ意見であるわけではない点に注意が必要である。ドラギリポートに表現されているような産業競争力政策をEUとしてファイナンス面も含めて積極的に取り組

むことについては、例えばドイツは必ずしも積極的とは言えない。また、中国産EVに対する相殺関税に関しても、ドイツは自国企業の中国市場での自動車ビジネスに悪影響が及ぶことを恐れて、賦課に反対した（フランスは主戦論者であり、多数決により賦課が決定した)。一方、伝統的な通商交渉である自由貿易協定（FTA）に関しては、南米南部共同市場（MERCOSUR＝メルコスール）やオーストラリアとの交渉が未妥結であるが、これは農業国であるフランス等の反対によるとされる（ドイツは推進派である。昨今、EU・メルコスール・FTAの最終合意が欧州委員長によって調印されたが、引き続きフランスその他の加盟国からの強い反対は継続しており、同最終合意の今後の命運は必ずしも明らかではない)。

このように、EUの通商政策は、もともと加盟国の利害が絡むため統一されたポジションが取りにくいことに加えて、脱炭素や地政学の変動を受けて産業政策とも一層複雑に絡む展開となった。この情勢変化を踏まえた上での国際通商秩序の再興、またそれに資する日欧協力でなければ、EUとの関係が現実的に機能しないことは自明である。

国際通商秩序の再興に対するEUの意欲は、むろん、自らの経済圏の貿易依存度が高いこと、及び条約に基づいて構築されたEUという先進地域経済圏の成立経緯や構造からして経済のみならず政治社会などの国際活動全般における法の支配を重視していること、アメリカや中国等に比べてミドルパワーであるという立場からハードパワーによる超大国支配を国際法の力により抑制したいという動機が強いこと、特にEUが加盟国との関係で有している主要権限の一つが共通通商政策（EU機能条約第3条）であること等の諸事情と結びついている。ただし、かつて国際通商法秩序の中心であった（今でもそうであるが）WTOの「単純な」再興が現実解であると考えているわけでは必ずしもない。最終的には、各種の実体問題を扱う関税及び貿易に関する一般協定（GATT＝ガット）をはじめとする諸協定と紛争処理システムを扱う紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（DSU）を擁するWTOシステムが機能するのが目標だが、そこに至るまでの道のりは、様々な選択肢が追求されるべきだと多くのWTO加盟国が考えており、EUも同様である。

紛争処理の再興に関しては、EUはDSU25条に基づいて設置された多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）の主要メンバーであるし、WTO改

革の各種提案を積極的に行う中間国からなるオタワ・グループの主要メンバーでもある（これらの点については日本も同様である）。

EU がインド太平洋地域に進出したい背景

一方、国際通商秩序の再興のために、WTO 自体の改革に加えて、FTA のようなマルチ以外の枠組みの発展を進めていくことでこれにつなげるという考え方もある。GATT や WTO の発展の過程で、EU や北米自由貿易協定（NAFTA）、アジア太平洋経済協力（APEC）のような地域枠組みの勃興が大きなダイナミズムをもたらしたことは事実である。日本は、インド太平洋地域のほとんどの地域通商枠組みに参加している。環太平洋パートナーシップ（TPP）、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定、インド太平洋経済枠組み（IPEF）のいずれのメンバーでもあり、またインドやアメリカとの二国間の枠組みも有しており、事実上同地域の通商秩序の中心に位置しているといってよい。

一方、EU は自らが関税同盟として発展を遂げて来た以外に、日本、韓国、シンガポール、ニュージーランド、カナダ等と FTA を締結してきているが、アメリカ、中国、インド、オーストラリア、メルコスールといった主要国とは FTA あるいはそれに類する枠組みを有していない上、その多くのものの見通しは必ずしも明るくない（ちなみに、メルコスールとの関係については、日本も FTA・経済連携協定（EPA）を締結していない）。

なお、EU は、伝統的に旧植民地地域であるアフリカ諸国との間に特殊な通商関係を長年にわたって発展させてきており、近年では再生可能エネルギー関係での協力も進みつつあるが、これら第三国との経済関係は、現在 EU が抱える最大の社会経済問題である移民問題との複雑な関係があり、単純な通商あるいは経済問題として理解するのが困難である。EU がその存立を脅かす可能性がある移民の流入を適切に管理するために、移民発生国や通過国であるこれらの国々への経済支援を通じて EU 領域内への流入を未然に防ぐ動機が、現在非常に強固になりつつある。

EU も日本も、中国やアメリカのような大国が保護主義的な傾向を強める中、サプライチェーンを強靭（きょうじん）にし、かつ規模の経済を実現する必要に迫られており、そのためにアジアやアフリカ、中南米地域の新興国・途上国を総称する「グロ

ーバル・サウス」との経済連携が喫緊の課題である点を共有している。しかし、特にEUは、上記の理由により、経済的利益のためには、アフリカとは別の新興地域との関係強化も必要不可欠であるのが現実である。このため、EUは、世界最大の経済成長センターでもあるインド太平洋地域への進出に強い動機があり、日本が進める同地域での通商秩序の構築に対しても強い動機があると筆者は考えている（加えて、EU主要国のフランスにとっては、インド太平洋地域に多くの海外領土を持ち〈フランスの排他的経済水域の90％超はインド太平洋地域にある〉、同地域との関係強化への独特のステーク〈利害関係〉がある）。

なお、EUが、中国に対する依存を低下させ、多くのグローバル・サウス諸国とのコネクティビティ（連結性）を高めようという意欲は、フォンデアライエン欧州委員長の1期目の目玉施策である「グリーンディール」のメニューの一つとしての「森林減少フリー製品規則」（EUDR）の適用開始を、ブラジル、インドネシア、マレーシア等の強い要請も考慮して1年延期することとした欧州委員会や欧州理事会の決定からもうかがわれる（なお、EUは、アフリカ以外のグローバル・サウスへのリーチの必要性の高まりを受けて、中南米との関係にも本腰を入れて取り組もうとしているように見受けられる。多くのEU加盟国は、20年以上も続いているEUとメルコスールの間のFTA交渉の終結に対して強い意見を持っている。フランス等一部加盟国の強い反対があるものの、対中依存からの脱却、グローバル・サウスへのリーチ強化の観点から、欧州委員長の最終合意調印以降の動きが加速する可能性があり、注視が必要である）。

CPTPPとEUの連携の方向性——サプライチェーン強靭化の正当化と産業補助金の制御

日本は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）の主要メンバーである。アメリカがTPP交渉から脱退した後、残りのメンバーをつなぎとめて、11か国（当時）によるCPTPPという地域通商枠組みの成立を実現させた立役者である。

CPTPPは、RCEPなどの他の枠組みと比較してハイレベルな内容とされているが、今後の発展の成り行きについては必ずしも明確ではない。2024年12月にイギリスが新規加入したが、新規加盟の列に並ぶ国々には、もともと

TPP が想定していたレベルとは同じではない貿易自由度合いや国内規制度合いを保持している国が多い。CPTPP のさらなる発展を願う日本の側は、これらの国々とは別の、よりハイレベルの通商秩序を共に構築してくれる有志国の参加を待ち望んでいると思われる。

以上のように、国際通商秩序の再興のために日本と EU が連携すること、そして EU が何らかの形で CPTPP と連携することの意義はこれまでにないほど多く存在する。例えば、EU が CPTPP に加入し、この巨大自由貿易圏の一部となれば、CPTPP がインド太平洋地域の中核の自由貿易圏であること、その構成国にはグローバル・サウスの一角を占めるマレーシアやベトナム、チリやペルーが含まれていること等を考慮すると、上記の EU の目的であるグローバル・サウスそしてインド太平洋地域へのコネクティビティを通じたサプライチェーンの強靭化、そして中国に依存しない規模の経済の実現を果たす一助とすることができる。

しかし、EU 側から見た場合、単に自由貿易のパートナーを増やすことができればよいという単純な発想ではなく、EU の目下の最大関心事である「クリーン産業ディール」の強化、すなわち「新たな産業政策（New Industrial Policy）」の推進に直接つながる内容でなければ現実の動きとはならないだろう。それは、（１）WTO 重視かつ国際経済における法の支配重視、域外国との貿易を通じた規模の経済の実現の重視、といった EU の伝統的な立場に沿うものであるのはもちろんだが、例えば、加えて（２）脱炭素産業の構築に当たって特定の国への過度な依存を避け、当該特定国による経済の「武器化（weaponization）」の発生を防ぎ、強靭なサプライチェーンを実現すること、（３）EU よりも資金力に勝る国々による脱炭素産業補助金が、EU の同産業競争力強化策を攪乱（かくらん）しないように適正な枠組みをはめること、といった点を実現するものであることを理解する必要がある。これらの諸点は、WTO や FTA 等の自由貿易協定の持つ一方の柱である「市場アクセス」というよりも、むしろもう一方の柱である「ルール形成」の方に関わる（なお、後ほど改めて触れるが、FTA の「ルール形成」においてハイレベルの規律を目指しつつ加盟国を増やしていくためには、「市場アクセス」あるいはそれ以外の手法を通じた加盟実利の提供を伴うことが必要になってくる点には留意が必要である）。

（2）は、貿易の「武器化」の発生を防ぐための過度な相互依存からの脱却をWTO合法的に行うためのルール形成に関わる。（3）は、豊富な資金力に任せて「race to the bottom（底辺への競争）」的な補助金競争を仕掛けてくる、あるいは一時的な過剰な政府の経済介入によって市場歪曲（わいきょく）を起こすという大国の補助金を縛る、あるいは透明性を向上するためのルール形成に関わる。これらのルール形成を、EUはCPTPPと連携して行うことが可能である、というのが、EUのCPTPP加入のもう一つのメリットである。

サプライチェーン強靭化に向けた努力を国際法的に正当化する考え方

上述（2）の論点は、「サプライチェーンの強靭化」として認識されている論点であるが、国際社会全体がコロナ禍による重要物資の供給途絶に苦しんだことにより、その重要性が強く認識された。しかし、EUの観点からはそれに加えて、ウクライナ侵略によるロシアからの天然ガスの供給途絶や中国市場に対する過度の依存に由来する中国経済の不調による多大なる影響といった事象に直面することにより、特に、自由貿易体制の下で効率性を実現してきた結果、特定国に対する依存度を過度に高め脆弱（ぜいじゃく）を抱えたという自由貿易の負の側面と安全保障上の脅威であると認識されている。前者のロシアからの天然ガス途絶は「依存の武器化」と呼ばれる現象であるが、これまでもEUは、例えばリトアニアが自国内に「台湾代表処」の設置を許容したことに対して、中国がリトアニア（すなわちEU）からの輸出に対する差別的な貿易措置を行ったという事態に直面したことがあり、以前より「依存の武器化」に対して問題意識はあった（同紛争は、EUが2022年1月に中国をWTOに提訴し、小委員会〈パネル〉が設置され〈WT/DS610〉、紛争解決手続きによる審理が行われていたが、2024年1月にEU側の申請を受けてパネルが手続きを一時中断し、現在に至る）。

EUは、このようなサプライチェーンの強靭性強化、あるいはEUの言葉で言えば「戦略的自律性（strategic autonomy）」（自由貿易を損なうことなく、という趣旨で「開放的戦略的自律性〈open strategic autonomy〉」とも呼ばれる）を実現するために、すなわち、EU非加盟国への過度な依存に由来する脆弱性を軽減するために、通商政策を転換しつつある。2019年12月のフォンデアライエンの欧州委員長就任以降その流れは顕著となり、彼女が2023年3月に「デリ

スキング（リスク低減）」という言葉を用いて「開放的戦略的自律性」を表現し、同年6月にEUとしての経済安全保障戦略を採択したことで、その基盤は固まった。その基盤の上で各種措置が講じられてきており、その中には「経済的威圧対抗措置（Anti-Coercion Instrument）」（2023年12月発効）も含まれる。

むろん、戦略的自律性の追求は「デリスキング」であって「デカップリング（切り離し）」ではないことは欧州委員長が明言しており、実際、WTOやFTA等の自由貿易措置に対するエンゲージ（関与）も継続することは意識されている。戦略的自律性は、特定国に対する「過度の」依存の解消を目指しているのであって、調達先や市場の多様化はむしろ戦略的自律性を増すことになるという考え方は、EUによって引き続き採用されている。

ただ、以前であれば、WTO改革やメガFTAのさらなる締結こそが国際貿易システムの再構築に対する有効な解決策につながる、という直線的な発想が支配的であったかもしれない（例えば、NAFTAの成立はWTOの発足につながった）。しかし、「経済の安全保障」の時代、すなわち効率性（集中）と強靭性（レジリエンス、多様化）のジレンマを抱えることとなった現在、以前とは異なる、よりイデオロギー的な次元の変化が求められている。

「よりイデオロギー的な次元の変化」とは、サプライチェーンのレジリエンスを高める努力を国際貿易システムに対する脅威として扱うのではなく、合法的なものとして許容されるものにするための議論を意味する。「効率性と強靭性のバランス」を取る必要性が出てきたことを、効率性を重視して構築された国際法体系であるWTO法が正面から受け止めて内部化しなければならない状況になっており、WTO整合性を重視するEUとしては、この内部化を進める積極的動機があるように見受けられる。さもなければ、WTOが経済安全保障に対してシンパシーがない法体系だとの認識が広がり、アメリカのみならずEU加盟国からの信任も減退してしまう可能性がある。

サプライチェーンのレジリエンスを高める努力を国際貿易システムに対する脅威として扱うのではなく、合法的なものとして許容されるものにするための議論とは、どのようなものだろうか。特定国に対する過度な依存を希釈するために、当該特定国との貿易を制限する措置としては、当該特定国からの輸入に対する関税や輸入規制が考えられる。その中には、当該特定国の市場状況や政

府介入度合いに着目して行うアンチダンピング税や相殺関税も含まれる。アンチダンピング税や相殺関税は、WTO 合法性の観点からは、条件を満たせば特定国だけをターゲットにすることは可能なので、WTO の関連協定に定められた条件の充足性が合法性の鍵になる。ただし、アンチダンピング税はダンピングという事実や輸入国側の損害、相殺関税の場合は輸出国政府の補助金やそれに伴うベネフィットの存在や輸入国側の損害が発動の条件となるため、そこにはサプライチェーンの強靭化、特定国への過度な依存の解消という契機は直接的には存在していない。もちろん、中国産 EV に対する EU の相殺関税のように、特定国側の過度な政府介入による過剰生産能力に直接的に対処する貿易制限措置が、サプライチェーンの強靭化、特定国への過度な依存の解消につながることは十分ありうる。一方、アメリカ通商法 232 条のように、安全保障の確保を直接的な目的とする関税賦課や輸入規制の導入を規定した制度を発動する場合は、仮に特定国との貿易に絞って制限措置を講じるのであれば、アンチダンピング税や相殺関税と異なり、GATT の一般則である無差別原則（最恵国待遇、第 1 条）に違反する可能性が出てくる。そうではなくても、譲許関税率を上回る関税率を賦課する場合には、関税譲許違反（GATT 第 2 条）にもなるだろう。これは、まさに中国がアメリカを相手取り、後者（アメリカ通商法 232 条）に基づく関税賦課に関して WTO に提訴した事案（WT/DS544）で見られた展開である。パネルはアメリカの当該措置の GATT 1 条違反、2 条違反を認定した。この過程で、アメリカが抗弁として持ち出した GATT21 条による正当化主張はパネルに認められなかった（当該事案は、敗訴したアメリカが AB〈上級委員会〉に上訴したが、AB が機能していないため事実上凍結状態に置かれている）。

アメリカは、GATT21 条という安全保障例外条項の援用可能性の判断は judiciable ではない（パネルが判断できる問題ではない）と主張しており、発動国側の自己判断に委ねられるべき問題であるとの立場をとっている。これは WTO の紛争解決メカニズムのこれまでの判例とは異なるし、WTO 加盟国のほとんどはこれを支持していない。GATT21 条の援用可能性の判断を完全に発動国の自己判断に委ねることは、全ての貿易制限措置に関して、発動国は GATT21 条で正当化するのであれば、AB が機能していないことと相まって、

最終的には温存させることが可能になってしまう。その事態は、WTO紛争解決メカニズムの完全な崩壊につながっていく。このダウンスパイラル（負の連鎖）を止める手立てはないものだろうか。

法解釈に求められる経済学者の関与

アメリカ通商拡大法232条のような安全保障目的の貿易制限措置を、その措置が対象とする貿易量や品目数、輸出国側の被る被害の程度、といったニュアンスの差を捨象（しゃしょう）し、被害国側がGATT１条、２条、３条のような基本原則にのっとり違法性を主張し、発動国側がGATT21条で抗弁し正当化する、という単純な論争構図から脱却し、一定の貿易制限措置は「効率性と強靭性のバランス」の観点から正当化される領域を作る、新たな法解釈を追求することが必要なのではなかろうか。そのためには、過度な依存に対処する努力を正当化するための、より客観的な基準が必要になる。WTO法をより客観的に解釈し適用するためには、経済学者（主として産業組織論の経済学者）の関与が必要である。しかし伝統的に、WTOの裁定プロセスには経済学者があまり関与してこなかった。WTOのパネルプロセスで経済学者が有意な役割を果たしてきたのは、アンチダンピング税や相殺関税のような貿易救済措置の分野を除けば、GATT３条の「同種の産品」に関する価格弾力性についての議論における分析くらいであろう。このような経済学者の関与の少なさは、競争法とは対照的であるが、二つの法的領域が類似していることを考えれば、これは注目すべきことである。

サプライチェーンの脆弱性分析

一定の貿易制限措置が「効率性と強靭性のバランス」の観点から正当化される領域を作る法解釈論を考えるに当たって参考にしたいのは、EUのサプライチェーン脆弱性分析である。欧州委員会は、EUの競争法の分析ツールを活用して自らのサプライチェーンの脆弱性を計算している[1)]。欧州委員会は、自らが域外から輸入する全ての品目（5381品目）について、それらの調達が特定の域外国からの輸入にどれほど依存しているのかを割り出すとともに、仮にEU域外からの調達が途絶した場合にEU域内でどれほど調達できるのかについて

分析した。これらは以下の三つの基準によっている（なお、ハーフィンダール・ハーシュマン指数〈HHI〉は競争法上の指数で、特定の製品市場における占有率の集中度合いを図る指標である。個別事業者の占有率を２乗して足した合計額で、独占状態は１（１×１＝１）、２社が５割ずつの寡占状態は0.5×0.5＋0.5×0.5＝0.5となる）。

①輸入の集中：EU域外国からの輸入について、輸入先国の集中度合いを見る。欧州委員会はHHI>0.4という基準を置いている。値が高ければ高いほど、域外からの輸入が限られた国からの輸入に占められていることになる（EV用のリチウムイオンバッテリーは0.209〈中国41％、韓国15％〉、太陽光パネルは0.216〈中国43％、マレーシア10％〉と算出している。上記のEUの基準〈HHI>0.4〉に従えば、いずれも「脆弱ではない」という結論となる。もちろん、以下②③の指標もそうだが、これらの基準はEU側の「決めの問題」である）。
② EUにおける当該品目に対する需要にとっての域外からの輸入が持つ重要性：EU域外からの輸入/EU（域内での及び域外からの）総輸入>0.5という基準を設定している。
③ EU域内生産による代替可能性：EU域外からの輸入/EU（域内での及び域外への）総輸出＞１と基準を設定。

　上述②③を用いて、欧州委員会は、EU域外からの輸入が途絶した場合に、域内生産能力によってそれを補完することができるか否かを表現しようとしている。

上記の方法論によれば、EUの総輸入品目のうちの8.56％（5381品目中378品目）が「戦略的依存関係」、すなわち貿易の脆弱性を抱えていると見なされる。
しかし、この欧州委員会の分析を発展させようとする経済学者による成果も出てきている。例えば、欧州委員会の分析は現状の貿易データのみに基づいて割り出したものだが、上述③のみならず、生産能力データや企業間関係に関するデータを直接利用することによって、域外からの調達途絶の事態における事

後的な代替可能性（potential for ex-post substitution）を直接割り出し、当該品目のサプライチェーン脆弱性をより洗練された形で示すような成果がある。

経済政策研究センター（CEPR; Centre for Economic Policy Research）の第2パリレポート（Paris Report 2 “Europe’s Economic Security”，2024）におけるイザベル・メジャンとピエール・ルーソーの論稿（“Identifying European trade dependencies”）はその一つであり、彼らの分析によれば、脆弱な品目は0.56％（49品目）とさらに絞られる。

いずれにせよ、サプライチェーンの脆弱性の分析手法はさらに洗練される余地がある一方、データの入手可能性という大きな課題もある。また、「間接的な依存関係」をどのように捉えるかも課題である。Aという製品の途絶は、その部品等上流に位置する製品であるBやC等の製品の途絶によっても引き起こされるため、Aの脆弱性は実は簡単には分析できない。

また、分析手法やデータ入手可能性の問題とは別に、脆弱性を判断する基準の閾値を決めるのは、客観的な作業というよりはすぐれて主観的判断や価値判断を伴う作業であることに留意が必要である。さらに、仮に数十や数百の製品が脆弱だとしても、この中には戦略的に重要な製品と必ずしもそうではない製品が含まれている。何が戦略的に重要かの判断も、主観的判断・価値判断を伴う作業である（例えば、同じ脆弱な品目でも、コバルト鉱石・精鉱〈中国88％、HHI 0.78〉と傘〈中国92％、HHI 0.85〉では扱いは当然のことながら全く異なるだろう）。

しかし、以上のような留意点を念頭に置きつつも、「効率性と強靭性のバランス」という新たなパラダイムにのっとって脆弱性を解決するためには一定の場合の貿易制限も法的に許容されるべきだとの前提に立つべきである。その上で脆弱性を分析するための手法を巡って、国際通商法の改革についてEUも交えてCPTPPにおいて議論することには意味があると考える。そして、ここには国際通商法の解釈論や立法論においては主たる役割を演じることが通常は少ない経済学者を巻き込むべきである。その上で、そのような場合に法的に許容するための協定解釈はどのようなものか、既存協定の解釈では足りず協定改正が必要なのか等について、法学者も巻き込んで議論するべきであろう（例えば問題の多いGATT21条の代わりにGATT第1条を分水嶺とし、同条の「同種の製品」を「発展的」に解釈することで、輸入国側（輸出国側）のサプライ

チェーンの脆弱性の原因となるA国からの輸入品（A国への輸出品）と、そうではないB国からの輸入品（B国への輸出品）を「同種ではない」と評価することは、解釈論上の一つのアイデアと言えよう。WTOエビ海亀ケース〈WT/DS58〉の上級委員報告書で示された「発展的〈evolutionary〉」解釈〈パラ130〉によれば、それは可能かもしれない。同解釈手法は、特にEUには、欧州人権裁判所の判例においてなじみの深い概念である）。

産業補助金の制御に向けた新たな規律を定立する考え方

もう一つの問題である補助金の制御の問題（上述246頁の〈3〉）についても、EUとCPTPPは、そのルール形成に協働して取り組むことができる。工業品の生産に与えられる補助金については、農業とは異なり量的制限の合意がない（WTO農業協定では量的制限が合意されているが、工業品については補助金協定では量的制限が規定されておらず、禁止補助金〈レッド〉と相殺関税対象補助金〈イエロー〉が規定されているのみである）。そのため、農業にならって量的合意をするアイデアが提案されている[2)]ほか、日米EUがすでに2020年にWTOにおいて禁止補助金の拡大に関する共同提案を行っており[3)]、これを土台にしてEUがCPTPPに参加して、現状は設定されていない補助金章の追加を議論することが一案である。

CPTPPは、非常に有名な特徴として、国有企業章（第17章）という補助金章に似た章を擁している。国有企業章の問題意識は、補助金章と同じく、政府の介入によるレベルプレイングフィールド（公平な競争条件）の不公正な歪曲にあるが、前者の射程は「国有企業」に限られており、一般の民間企業が政府から補助金を受け取ることで発生するレベルプレイングフィールドの歪曲にまでは及んでいない。一方で、EUは、伝統的に域内国が域内企業に対して付与する補助金に対して「国家援助」規律（EU機能条約第106～109条〈国家補助〉）を持っている関係上、域内国と域外国との間のレベルプレイングフィールドの確保に問題意識を持っている。その観点から、EUは、FTAを通じて貿易相手国に対して自らの考える補助金規律を拡散しようと努力してきている[4)]。補助金の規律という国際通商法の運用に競争法の観点を導入しようというのが、これらのFTAにおけるEUの方向性の基本であり、ここにも経済学者の果た

すべき役割がある。

日米EUを巻き込んだ「CPTPP2.0」創造が国際通商秩序再興への道

以上のように、CPTPPとEUは協働して、サプライチェーン強靭化や特定国への過剰な依存の解消のための一定の努力を国際通商法上合法にするための作業に取り組むことができる。この作業の成果をもって、アメリカに対して、GATT21条のnon-judiciabilityを主張する以外の道筋を提示し、少なくとも経済安全保障と国際通商秩序の再興の両立というプロジェクトへの関与を促すことは可能なのではなかろうか。また、国家の不適切な介入による過剰生産問題についても、補助金規律の強化に関して日米EUによって唱えてきた経緯を踏まえ、この三極共同提案を土台とした議論をCPTPPとEUとで行い、その作業の成果をもって、アメリカも当該議論に巻き込むことができるのではなかろうか。

これらの提案は、CPTPPとEUが共同でWTOに向けて行うという選択肢もあるのかもしれないが、WTOでの議論は遅々として進まないだろう。むしろCPTPPにEUが入り込み、CPTPP協定のバージョンアップに共同で取り組み、その作り込まれた改定CPTPPをアメリカに示すことによって、経済的安全保障的観点を正面から取り込んだ国際通商法を、日米EUを包含する新たな通商レジーム（仮に「CPTPP2.0」と呼ぶ）において実現するという手順が、新しい時代の国際通商秩序を構築する上でまずは最も可能性があるのではなかろうか。

もちろん、その過程で加盟国をさらにグローバル・サウス等の新興国に広げていくこと、そして最終的には国際通商秩序の再興につなげていくことを目指すわけだが、「CPTPP2.0」への新規加盟の輪を広げていく過程で新興国にハイレベルのルールを受容させるためには、市場アクセスその他の面での加盟実利の提供も合わせて必要になるだろう。特にEUは、新興国からは環境や人権に関連する非関税障壁が非常に高い市場だと認識されているため、これらに関して新興国側を安心させる努力が欠かせないように思う。そこにはEUに対して普遍主義から現実主義へのシフトが求められる現実と、グローバル・サウスの台頭という地政学的変動にEUが即応していかなければならない現実とがあ

る。そして日本には、他のCPTPP加盟国や有志国と共に、EUに対してそのような現実をコミュニケートしていく仕事がある。そのような過程の先にこそ、真の意味での国際通商秩序の再興が見えてくるのだろう。

注

1) European Commission (2021) "Strategic dependencies and capacities", Commission Staff Working Document.
2) Jennifer A. Hillman and Inu Manak (2023) "Rethinking International Rules on Subsidies", Council on Foreign Relations.
3) 現状のWTO補助金協定は、禁止補助金（レッド）を輸出補助金及び国産品優遇補助金の２類型に限っているが、これに新たに４類型を追加する提案である。
4) 関根豪政「自由貿易協定（FTA）を通じた補助金規律の整備拡張の可能性――EUが締結したFTAにおける動向の分析を中心に」、財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』令和元年第５号（通巻第140号）、2019年11月。

備考：本稿は2025年１月に執筆されたものです。英文は2025年１月に国際経済交流財団のウェブサイトに掲載しています。なお、本稿は個人的な見解であり、所属する機関を代表するものではありません。